

公共労速報 No.203

2014年2月27日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL 03-3872-6175

退職手当引下げ問題の団交

実施時期の1年先送りなどを強く主張

公共労は2月27日に、理事者が提案している退職手当引下げ問題で団交を行いました。

公共労は、2月15～16日の中央委員会で決定した下記の5項目の要求を、18日に理事者に提出していました。団交では、5項目の要求について、改めてどうしてその要求になったのかを説明しました。

理事者が提案している退職手当の引下げは、職員の生涯賃金を引下げ、退職後の生活設計に大きく影響を及ぼすものであり、同意できるものではありません。しかし、下記の条件を満たせば引下げに同意することを検討することとします。

記

1. 引下げは、平成27年度から開始することとし、経過措置を5年間とすること
2. 長期休日出勤手当（年末年始・GW）を設け、1回8,000円とすること
3. 早朝出勤手当を設け、1回2,000円とすること
4. 非常勤職員の退職手当を新設すること
5. 退職後の人間ドックを無料で実施し、直営宿泊施設利用の補助を行うこと

この要求に対して理事者は、「1については、国や他共済ではすでに引下げが実施されており、実施を更に1年先延ばしすることは考えていないし、経過措置を5年間にすることも考えていない」、「2と3は、年末年始勤務手当と早出手当については、都労委の和解協定に基づいて実施され、今後の扱いは協議することになっており、新たな手当は考えていない」、「4は、非常勤の処遇については、各病院長が定めていること」、「5は、他の多くの共済組合員との関係から、本部・病院の職員だけを対象にするようなことは考えていない」と回答しました。

理事者の回答に対して公共労は、『『考えていない』』ということは、職員が強く要求していることを無視していることだ」と抗議し、「1の実施の先送りの要求は、今年の4月実施では3月末の駆け込み退職が出て、年度当初から職場が回らなくなる恐れがあるので、それをさける必要があるということ」、「2と3の要求を考えていないということは、病院の特殊性や頑張っている病院職員の誇りと気持ちを全く考えていないということであり、そうした理事者の姿勢は全く納得できない」と理事者に再回答を迫りました。

理事者は、「今日の団交で公共労の要求についての説明を聞いたことを踏まえて、協議を続けていきたい、次回団交3月13日より前に何らかの接触（窓口折衝）をしたい」と答え、団交を終了しました。

3月13日の本部前集会に、多くの組合員の要求・不満を寄せ書きし、持っていこう。